## 総務委員会資料

- 1 令和6年第1回定例会提出予定議案の説明
- (9) 議案第2号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

資料1 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(改正概要)

資料2 新旧対照表

総務企画局 令和6年2月9日

# 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する条例の一部を改正する条例の制定について(改正概要)

#### 1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(以下「番号法」という。)の一部改正(令和5年法律第48号)に伴い、個 人番号の利用範囲について規定の整備を行うため改正するものである。

#### 2 改正内容

番号法の一部改正に伴い、番号法において他の機関に対し特定個人情報の提供が可能な事務及び提供が可能な特定個人情報について、本市の同一執行機関内においても同様に、その事務を処理するために必要な限度で、異なる事務を処理するために保有する特定個人情報の利用を可能とするための規定等の整備を行うもの。

「法別表第2の第2欄に掲げる事務」→「特定個人番号利用事務」 「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」→「利用特定個人情報」 ※ 特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

### 3 施行期日

この条例の施行期日は、行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日とする。 改正後

○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例

平成27年10月15日条例第67号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第 27号。以下「法」という。) 第9条第2項及び第19条第11号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

- しくは市長その他の執行機関の規則若しくはその他の規程(以下「法令等」という。)の規定により同表の右欄 に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。) が行う同表の 右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市長その他の執行機関(法令等の規定により同表の中欄に掲げる事 務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。次項において同じ。)が行 う同表の中欄に掲げる事務及び市長その他の執行機関(法令等の規定により特定個人番号利用事務(法第19条第 8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。以下同じ。)の全部又は一部を行うこととされている者がある場 合にあっては、その者を含む。第3項において同じ。)が行う特定個人番号利用事務とする。
- 2 別表第2の左欄に掲げる市長その他の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、2 別表第2の左欄に掲げる市長その他の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、 同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。
- 3 市長その他の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報(法第193 市長その他の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に 条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。)であって自らが保有するものを利用することができ る。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該 利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例又は市長その他の執行機関の規則若しく 4 前2項の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例又は市長その他の執行機関の規則若しく はその他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているとき は、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

- 第4条 法第19条第11号の規定に基づき特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる第4条 法第19条第11号の規定に基づき特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる 機関(法令等の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあ っては、その者を含む。)が、同表の第3欄に掲げる機関(法令等の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人 情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含 む。以下同じ。) に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情 報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。
- 2 前条第4項の規定は、前項の規定による特定個人情報の提供があった場合について準用する。 (委任)
- 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長の規則(以下「規則」という。)で定める。

附則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に 定める日から施行する。

附則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律 (令和5年法律第48号)の施行の目から施行する。

改正前

○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例

平成27年10月15日条例第67号

(趣旨)

27号。以下「法」という。) 第9条第2項及び第19条第11号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

- 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市長その他の執行機関(法令又は条例若第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市長その他の執行機関(法令又は条例若 しくは市長その他の執行機関の規則若しくはその他の規程(以下「法令等」という。)の規定により同表の右欄 に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。)が行う同表の 右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市長その他の執行機関(法令等の規定により同表の中欄に掲げる事 務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。次項において同じ。)が行 う同表の中欄に掲げる事務及び市長その他の執行機関(法令等の規定により法別表第2の第2欄に掲げる事務の 全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第3項において同じ。)が行う 法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。
  - 同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。
  - 掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供 ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができ る場合は、この限りでない。
  - はその他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているとき は、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

- 機関(法令等の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあ っては、その者を含む。)が、同表の第3欄に掲げる機関(法令等の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人 情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含 む。以下同じ。) に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情 報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。
- 2 前条第4項の規定は、前項の規定による特定個人情報の提供があった場合について準用する。
- 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長の規則(以下「規則」という。)で定める。

附即

定める日から施行する。